

コーポレート・ガバナンス報告書

2019年10月24日

株式会社太知ホールディングス

代表取締役社長 川村 修三

問合せ先：執行役員管理本部長 横間 透

03-3512-5325

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付け、適正な体制・管理プロセスを整えることで、「不正が発生するリスクの評価と防止のための構築した管理プロセス」の確立を図っております。株主をはじめ多様なステークスホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが長期的な業績向上や持続的な成長の目的達成に最も重要な課題の一つとして考えております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公共性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務であります。この為、当社は取締役会を中心とした経営監督・監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題を対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備・構築することで、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東京中小企業投資育成株式会社	1,550,000	14.73
中島 成松	1,550,000	14.73
川村 修三	1,540,000	14.64
高梨 修	1,540,000	14.64
太知ホールディングス社員持株会	946,000	8.99
新居 敏男	420,000	3.99
林 英二	420,000	3.99
佐藤 泰雄	400,000	3.80
檜村 淳	240,000	2.28
中丸 武一	225,000	2.14

支配株主名	なし
親会社名	なし

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	200億円以上 300億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同様の条件に照らし合わせるよう決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用をおこなうことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築いたします。</p>
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	—

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—
------------------------	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	—
----------------------------	---

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>当社の内部監査につきましては、社長直轄として内部監査人1名で運営しております。内部監査人は、内部監査規程に基づき、毎期監査計画を策定し、その監査計画に従って、業務監査及び会計監査を実施するとともに業務の改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。</p> <p>監査役（常勤監査役1名）は、取締役会等重要な会議への出席、稟議書等重要な文書の閲覧、必要に応じて取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めること等を通じて、取締役会の重要な意思決定のプロセスや業務執行状況の把握に努め、取締役の職務執行の適法性を監視しております。</p> <p>また、内部監査人、監査役及び会計監査人は、定期的に各々の監査計画や監査結果等に関して適宜情報交換を行い、連携を深めることで、効率的な監査を実施するよう努めております。</p>	
社外監査役の選任状況	選任していない
社外監査役員数	—
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

【独立役員関係】

独立役員員数	—
--------	---

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬は開示していない
------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に支払った報酬を総額でそれぞれ開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>取締役の報酬及び監査役の報酬の限度額は2014年6月27日開催の定時株主総会決議において年額200百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議しております。また、当社は役員報酬等の決定に関して、役位、職責、業績への貢献度等を総合的に勘案し、一般的な水準を考慮に入れながら、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で取締役会の決議により支給額を決定しております。</p>
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>イ. 取締役会</p> <p>当社取締役会は、3名の取締役で構成されております。</p> <p>取締役は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役規程その他の当社規程等の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。</p> <p>取締役は、会社の業務執行状況を取締役会（含む経営会議）に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。</p> <p>ロ. 監査役</p> <p>当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。</p> <p>監査役は監査役規程に基づき、取締役会の業務執行状況を適切に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。</p> <p>ハ. 会計監査</p> <p>当社は、仰星監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。</p> <p>業務を執行した公認会計士は南成人氏及び岩淵誠氏であり、いずれも継続監査年数7年以内</p>

であります。また、当社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士 14 名、その他 10 名であります。

なお、同監査法人及び同監査法人に従事する業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在の体制を採用する理由といたしましては、事業内容及び会社規模等も鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

実施していません

2. IRに関する活動状況

IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定であります。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は職務権限規程他関連諸規程の遵守により、意思決定の権限を明確にし、業務を合理的に区分することで内部の牽制が適切に機能するように努めております。さらには、企業の成長と存続を維持していくためには、すべての役職員や使用人が法令遵守のもと、公正で高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であるとの観点から、研修会・勉強会を通じてコンプライアンスの啓発・指導に力を注いでおります。
--

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力の排除に向けた基本方針 当社は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（政府指針：2007年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」を踏まえ、その社会的責任を強く認識するとともに、反社会的勢力による経営活動への関与や、当該勢力による被害を防止し、コンプライアンス経営を徹底するため以下の基本方針を定めます。 イ. 反社会的勢力による不当要求に対しては、役職員の安全を確保するため、組織として対応します。 ロ. 反社会的勢力への対応に備え、平素より、警察、弁護士など外部専門機関との連携強化を図ります。 ハ. 反社会的勢力とは、取引関係はもとより、マネーロンダリングも含めた一切の関係を遮断します。 ニ. 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶し、民事・刑事の両方面での法的対応を行います。 ホ. 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とす

る場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は行いません。

(2) 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況(社内体制・規程等の運用状況・反社チェック)

① 社内体制

反社会的勢力による経営活動への関与や被害を防止する為に、下記の方針のもと組織全体で取り組んでまいります。

イ. 対応部署および不当要求防止責任者の設置

総務部を対応事務局とし、不当要求防止責任者講習を受講した不当要求防止責任者を中心に事案毎に社内で協議するとともに、必要に応じて外部専門家（顧問弁護士・警察他）に相談し、対応することとしています。

ロ. 外部の専門機関との連携

所轄警察署、顧問弁護士等と連携しています。

ハ. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

不当要求防止責任者（総務部）が担当として、顧問弁護士、所轄警察署及び金融機関等から反社会的勢力に対する情報の収集・管理を行ってまいります。

ニ. 研修活動の実施状況

研修などにより平素の啓蒙活動に努めています。

ホ. 暴力団排除条項の導入

各契約書、取引約款等に暴力団排除条項を記載いたします。

② 規程等の運用状況

社内規程は整備されており、その規程に基づき対応・運用しております。

③ 反社チェックを行うタイミング・チェック手続き

反社会的勢力と思われる組織からのコンタクトや、疑いのある取引の引き合い等があった場合には、迅速に顧問弁護士や所轄警察署等の外部専門家に相談することとしております。

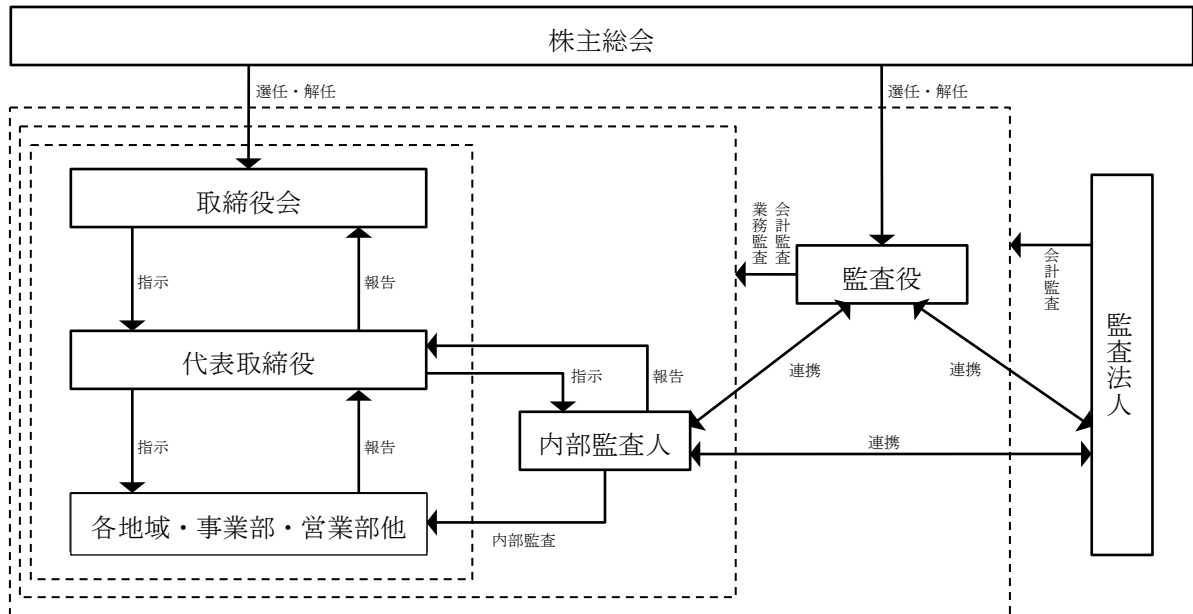
V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図



(2) 当社の適時開示体制のフロー

